1962年通商拡大法

第Ⅰ編　略称及び目的

第101条 略称

この法律は、「1962年通商拡大法」と引用することができる。

第102条 目的の宣言

この法律の目的は、互恵的に貿易利益を与える通商協定を通じて、次の事項を達成することである。

⑴ 合衆国の経済成長を刺激し、合衆国農業、産業、鉱業及び商業の産品に対して外国市場を拡大すること。

⑵ 自由世界での開かれた、非差別的貿易の発展を通じて外国との経済関係を強化すること。

⑶ 共産主義経済の侵入を防ぐこと。

　　　　　　　　　　　　　　　第Ⅱ編　通商協定

　　　　　　　　　　　　　　　第１章　一般的権限

第201条　通商協定に対する基本権限

⒜ 外国若しくは合衆国の現行関税又はその他の輸入制限措置が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、制限しており、かつ、第102条による目的が促進されると判断するときはいつでも、大統領は、次の措置をとることができる。

⑴ 1962年６月30日後から1967年７月１日前に当該外国又は外国の機関と通商協定を締結する。

⑵　当該通商協定を執行するため、大統領が必要又は適用と認める現行関税若しくは他の輸入制限の修正又は継続、現行関税の無税若しくは内国消費税待遇の継続又は追加的輸入制限を布告する。

⒝　この編に別段の定めがある場合を除き、⒜に基づく布告は、次の措置をとることはできない。

⑴ 1962年７月１日現在の現行関税率の50％を下回る率に関税率を引き下げる。

⑵ 1934年７月１日現在の現行関税率の50％を上回る率に関税率を引上げる（又は賦課する）。

　　　　　　　　　　　　　　　第４章　国家安全保障

第232条 国家安全保障の保護

⒜ 大統領は、ある品目に関する関税又はその他の輸入制限の緩和若しくは撤廃が国家の安全を阻害するおそれがあると認めるときは、その品目に関しては、第201条⒜又は1930年関税法第350条の規定による関税又はその他の輸入制限の緩和若しくは撤廃のための措置をとってはならない。

⒝⑴(A) 商務長官（以下この条においては、「長官」という）は、関係省庁の要求、利害関係人の申請又は自らの発意により、当該要求、申請又は発意の対象である物品の輸入が国家の安全保障に及ぼす影響を判定するため、適切な調査を速やかに開始しなければならない。

(B)　長官は、この条に従って開始されたすべての調査について国防長官に対し通知しなければならない。

⑵(A)　長官は、この項に従って実施される調査過程において、次のことを行わなければならない。

⒤　⑴に従って開始された調査の中で提起された方法論及び政策に関する問題について国防長官と協議する、

(ⅱ)　合衆国の適当な省庁から情報及び助言を求め、協議する、及び、

(ⅲ)　適当と認められる場合で、正当な通知が行われた後に公聴会を開催するか、又は他の方法で利害関係人に当該調査に関する情報及び助言を発表する機会を与える。

(B)　国防長官は、長官の要求により、この条に従って執行された調査の対象産品に対する国防上要求される評価を提供しなければならない。

⑶(A)　あらゆる物品につき、⑴に従って調査が開始されてから270日以内に、長官は、大統領に対し当該物品の現輸入量又は現輸入状況が国家の安全保障に与える影響に関する調査結果及び当該結果に基づき何らかの措置の必要又は不必要に関する長官の勧告を報告しなければならない。又、長官は、当該物品は国家の安全を阻害するおそれがある当該輸入量又は状況において合衆国に輸入されていると判断するとき、当該報告書において大統領にその旨を報告しなければならない。

(B) (A)に従って長官により提出された報告書中、機密情報又は専有情報を含まない部分が、連邦官報に公告されるものとする。

⑷ 長官は、この項の規定を執行するために必要とされる手続上の規定を定めなければならない。

⒞⑴(A) 大統領は、国家の安全保障を阻害するおそれがある当該輸入量又は状況において、合衆国に輸入されていると判断される物品に関する報告書が⒝⑶(A)に従って長官より提出された後90日以内に、次の事項を執行しなければならない。

⒤ 大統領が長官の判断に同意するかどうかを決定し、

(ⅱ) 同意する場合、大統領の判断において、当該輸入が国家安全保障を脅かすおそれがないように、当該物品及びその派生品の輸入を調整するためにとらなければならない措置の内容及び期間を決定する。

(B) (A)に従って大統領が当該物品及びその派生品の輸入を調整する措置をとることを決定した場合、大統領は、決定後15日以内に当該措置を執行しなければならない。

⑵ 大統領は、⑴に従って決定を下した後30日以内に、何らかの措置を必要又は不必要と決定した理由を書面において議会に提出しなければならない。当該文書は、⒠に基づいて発行される報告書に含まれるものとする。

⑶(A)⒤ ⑴に基づく大統領の措置が、国家の安全保障を脅かすおそれのある物品の合衆国の輸入制限又は合衆国への輸出規制の協定交渉である場合、及び

(ⅱ) 次の(I)又は(II)に該当する場合、

(I) ⑴(A)に基づいて大統領が当該措置の実施を決定した後、180日経過しても協定が締結しないか、又は

(II) 当該協定が締結されないか、当該物品輸入により国家安全保障への脅威の解消に有効でなかった場合、大統領は、当該輸入が国家の安全保障を脅かすおそれのないように、当該物品輸入調整のために大統領が必要と認める他の措置をとらなければならない。大統領は、このサブパラグラフの適用において、この条に基づきとられているすべての追加措置に関する通知を連邦官報に公告しなければならない。

(B)⒤ (A)⒤及び(ⅱ)を適用し、

(ⅱ) この項に基づく追加措置をとらないと大統領が決定する場合、

大統領は、連邦官報に当該決定及びその決定理由を公告しなければならない。

⒟　この条の適用において、長官及び大統領は、国家安全保障のための必要条件に照らし、かつ、その他の関連ある要因を除外せず、国防計画の必要条件を満たすために必要な国内生産、当該必要条件を満たす国内産業の生産能力、国防上必要不可欠な現在の、及び予想される人的資源、産品、原料、その他の供給及びサービスの利用可能性、経済成長を確保するために必要な投資、調査及び開発を含む当該産業、供給及びサービスの発展のための必要条件及びそれらが当該産業に影響のある場合の数量、利用可能性、特徴及び用途に関する物品の輸入並びに国家安全保障の必要条件を満たすための合衆国の可能性を考慮しなければならない。この条の執行において、長官及び大統領は、国家安全保障に対して経済的な福祉国家と密接な関係を更に認識し、個々の国内産業の経済福祉に関し外国の競争の影響を考慮しなければならない。更に、過度の輸入により国内産業の転換による実質的な失業、政府歳入の減少、技術又は投資の損失、又はその他の重大な影響は、当該国内経済の弱体が国家安全保障に損害を与えるかどうか決定する際に、その他の要因を除外せず考慮されなければならない。

⒟⑴ ⒝に基づく各要請、申請又は動議の要因に関して、長官は、当該要因に関する報告書を議会に提出し、連邦官報に公告しなければならない。

⑵ 大統領は、この条の規定の運用に関する年間報告書を議会に提出しなければならない。

⒡⑴ 石油又は石油産品の輸入を調整するために⒞に基づき大統領によりとられた措置は、それに関連した否認決議の成立によりその効力を失う。

⑵(A) このパラグラフは、次に関して議会により、

⒤ 下院及び上院のそれぞれの規則制定権の行使として制定され、従って、両院それぞれの規則の一部とみなされる。ただし、否認決議の場合、その院が従う手続に関してのみ適用されるものとし、それと矛盾する範囲で、他の規則を廃止する。

(ⅱ)　議院の他の規則の場合と同じ方法で、かつ同程度に、いかなるときでも規則　（その院の手続に関するかぎり）を変更する各議院の憲法上の権利を完全に確認して制定される。

(B) このサブセクションの適用において、「否認決議」とは、次による決議条項に続く議会の各院による同時決議のみをいう。「議会は、 　に　　　に基づく石油の輸入に関して、1962年通商拡大法第 232条に基づき取られる措置を否認する。」ここで、最初の空白には、適当な日付を記入し、次の空白には、石油及び石油産品の輸入を調整する目的で、⒞の規定により発効される布告、行政命令又はその他の行政措置の条項を記入するものとする。

(C)⒤　下院に提案されたすべての否認決議は、歳入委員会に付託され、上院に提案されたすべての否認決議は、財政委員会に付託される。

(ⅱ)　下院又は上院のいずれにおいても、否認決議案に対する修正は、議事規則上認められない。この条項の適用を停止する動議は、いずれの院においても議事規則上認められず、又はいずれの院においても、議長が満場一致の同意により、この条項の適用を停止する旨の要請を受け入れることは、議事規則上認められない。

第233条 輸出違反に対する輸入における制裁

　合衆国法典第50編追録第2040条又は同条に基づく規則、命令若しくは免許に基づいて課される国家安全保障輸出管理に違反する者を、大統領の定める合衆国への物品又は技術の輸入に関する規制に従わせることができる。

　　　　　　　　　　　　　　第５章　行政管理規定

第242条 省庁間通商委員会

⒜⑴ 大統領は、省庁間通商委員会を設立する。

⑵ その委員会の職務は、次のとおりとする。

(A) 通商法により与えられた権限を執行する際、大統領を援助及び大統領に勧告し、1974年通商法第141条に基づく権限を執行する際、合衆国通商代表（以下この条において、「通商代表」という。）に助言する。

(B) 合衆国の国際貿易政策の対象となるものを展開及び遂行する際に、大統領を援助し、通商代表に助言する。

(C) 合衆国の国際貿易政策の対象となるもの並びに合衆国のすべての国際貿易政策及び貿易競争に重大な影響を与える他の主要政策分野との関連について、大統領及び通商代表に助言する。

⑶ 省庁間通商委員会の構成員は次のとおりとする。

(A) 通商代表、議長とする。

(B) 商務長官

(C) 国務長官

(D) 財務長官

(E) 農務長官

(F) 労働長官

通商代表は、適当なときには特別委員会に出席するよう他の機関から代表者を招待することができる。ただし、当該委員会に対する特別権限の利害が関係する事項が検討中の場合にかぎる。委員会は、大統領又は議長が指示する時間及び事項を満たすものとする。

⒝ 大統領を援助するとき、その委員会は、次の事項を行うものとする。

⑴ 通商協定計画の管理において生じる基本的政策問題について大統領に勧告する。

⑵　1974年通商法第201条⒟に基づき、合衆国国際貿易委員会により大統領に提出された報告書についてとるべき措置がある場合、大統領に勧告する、

⑶ 1974年通商法第302条⒝⑵により開催される公聴会の結果について大統領に助言し、それについて適当な措置を勧告する。

⑷ 大統領が通常指示する通商協定計画についてのその他の職務を執行する。この項に基づくその職務を執行する際、委員会は、委員会のある参加者が管轄する省、機関、又は事務局に助言する目的で設立された委員会又は他の機関と同様、議会顧問者及び民間部門別諮問委員会の助言を考慮するものとする。

⒞　委員会は、可能なかぎり、合衆国国際貿易委員会を含む当該他の機関と同様委員会を代表する機関の援助を利用するものとする。更に、大統領は、当該手続及び委員会を規則により設置し、1974年通商法第302条⒝⑵による公聴会の実施及びこの条による委員会に割り当てられたその他の職務の執行を委員会が行う必要があると決定することができる。

第251条 通常貿易関係

この法律、1930年関税法第350条又は1962年通商拡大法第401条に別段の規定がある場合を除き、この編又は1930年関税法第350条に基づく通商協定を執行するために布告される関税若しくはその他の輸入制限又は無税関税は、合衆国へ直接輸入されるか、間接に輸入されるかを問わず、すべての外国産品に適用される。

第255条 布告の終了

⒝ 大統領は、この編に基づき行われた布告のすべて又は一部をいかなる時でも終了することができる。

第257条 他の法律との関係

⒜から⒢ （省略）

⒣ この章に含まれる条項は、農業調整法第22条の規定又は同条に基づき課され、若しくは課される輸入制限の適用に影響すると解釈してはならない。

第258条 他の法律との関係

1962年６月30日後効力を有する法律（この法律及び1951年通商協定延長法を除く。）の規定であって、1930年関税法第350条及びその改正規定、1934年６月12日に承認された「1930年関税法を改正する法律」及びその改正規定又は当該規定に基づき締結された協定若しくは発布された布告を引用した規定は、前後の文脈上明らかに排除されないかぎり、この法律又はこの法律に基づいて締結された協定若しくは発布された布告を引用したものとみなす。

　　　　　　　　　　　第Ⅲ編 関税調整及び他の調整援助

　　　　　　　　　　　　　第２章　企業に対する調整援助

第316条 財政援助の運営、抵当の登記

⒜ 第314条に基づき保証、延期された加入及び貸付を実施し、運営する場合、商務長官は、次のことを行うことができる。

⑴ 当該保証、取り決め又は貸付に対する担保を求め、当該担保を執行し、放棄し、又は従属させること。

⑵　長官が合理的と認める条件及び代価で、当該保証、取り決め又は貸付に関して長官に譲渡されたか、長官が所持する一切の負債、契約、申請の証拠物件、動産又は担保を譲渡し、又は公売若しくは私的売買によって売却し、その債務が訴訟又は取立てのために司法に移管される時まで、当該保証、取り決め又は貸付に関して、長官に譲渡されたか、又は長官が所持するすべての債務に関連して、取立てをし、和解し、及び不足判決を得ること。

⑶ 長官が合理的と認める条件及び代価で、保証、取り決め及び貸付に関して長官に譲渡されたか、又は長官の取得した不動産又は動産を更新、改良、近代化、完成、保証、賃貸、売却及びその他の処分をすること。

⑷ 必要又は適当と認める場合、一切の不動産又は動産若しくはそれに伴う利子を取得、保持移転、解除又は譲渡し、及びこれらの目的のためにすべての法律文書を作成すること。

⑸ 第314条に基づく職務の執行に必要な、又は付随するその他のすべての機能を行使し、及びその他のすべての措置をとること。

⒝ ⒜に基づいて、担保として取得したすべての抵当は、適用州法に基づいてこれを登記するものとする。

第318条 保護規定

⒜ 第313条、第314条又は第319条に基づき調整援助を受ける者は、その調整援助の収入があれば、その金額及び処分を明確に記録しなければならず、これにより効果的な検査を促進するようにしなければならない。更に、調整援助を受けるものは、長官の定めるその他の記録をも保管しなければならない。

⒝ 商務長官及び合衆国会計検査院長は、第313条、第314条又は第317条に基づく調整援助に関する一切の帳簿、書類及び記録に関して、会計監査及び審査をするため利用することができる。

⒞　第313条、第314条又は第317条に基づく調整援助は、企業の所有者、組合員又は役員が、長官に対し、次のことを証明しないかぎり、いかなる企業に対してもこれを適用してはならない。

⑴ 調整援助の申請を促進するため、企業に所属し、又はこれを代表する、弁護人、代理人及びその他の者の氏名

⑵ これらの者に対して支払い、又は支払うべき報酬。

⒟ いかなる金融援助も、当該企業の所有者、組合員又は役員が、当該金融援助又はその一部が供与された日又はそれに先立つ一年以内に長官が当該金融援助の規定に関して考慮する必要があると判断した地位又は活動についているか、又は従事している役員、弁護人、代理人又は従業員となっている者に対して、その者を雇用し、その者に対し地位又は職務を提供し、又は専門的業務を留保することを差し控える旨の協定で、当該金融援助が供与されてから２年間にわたりその企業の所有者、組合員又は役員及びその企業を拘束する協定を実施する場合を除き、この章に基づいていずれの企業に対してもこれを供与してはならない。

第319条 罰則

この章に基づく決定に何らかの方法で影響をおよぼすことを目的として故意に重大な事実につき虚偽の陳述を行うか、重大な事実を故意に隠蔽し、若しくはこの章に基づく決定に何らかの方法で影響を及ぼすため、又はこの章に基づき金銭、財産又は他の有価物を入手するため、故意に担保を過大評価するものは、5,000ドル以下の罰金又は２年以下の禁固に処し、若しくはこれを併科する。

第320条 商務長官による、及び商務長官に対する訴訟

商務長官は、第313条及び第314条に基づいて技術援助及び金融援助を実施するに際して、一般管轄権を有する州の登録裁判所又は合衆国地方裁判所に訴を提起し、並びに応訴することができ、かつ、当該区裁判所には、そのような争訟を、その金額に関係なく判定する管轄権が付与される。ただし、本人又はその財産に対しては、いかなる逮捕、強制、命令、債権の差押え、その他の類似の措置も、中間的であれ、最終的であれ、執行することはできないものとする。この条のいかなる規定も、第313条及び第314条に基づく措置を、合衆国法典第28編第517条、第519条及び第2679条の適用から除外するものと解してはならない。

　　　　　　　　　　　　　　　第４章　関税調整

第351条 権限

⒜⑴ 大統領が第301条⒝に基づき、ある産業に対する合衆国国際貿易委員会の肯定的な調査結果を受領した場合、当該産業に対して重大な損害からの阻止又は救済することが必要と判断する限りにおいて、当該産業に対する重大な損害を引き起し、又は引き起こすおそれのある物品について大統領は、関税又はその他の輸入制限の引上げ又は賦課を布告することができる。

⑵ 大統領が当該肯定的な調査結果の受領後60日以内に、第301条⒠に従い合衆国国際貿易委員会による調査及び報告の当該物品について関税又はその他の輸入制限の引上げ又は賦課を布告しない場合、

(A)　大統領は、当該引上げ又は賦課を布告しなかった理由についての報告書を下院及び上院に速やかに提出しなければならない。

(B)　当該引上げ又は賦課は、議会の両院による採択（下院及び上院に提出される(A)による報告書の付託後60日以内に）において発効（⑶に規定されたように）するものとする。当該発効は、各院の権限を有する委員による賛否票決の過半数以上の賛成投票で、合衆国国際貿易委員会による調査結果及び報告の対象物品について関税又はその他の輸入制限の引上げ又は賦課を上院及び下院が承認する同時決議案により決定される。

(B)の適用において、60日の期間の計算は、いずれかの院が、一定の日まで３日以上休会しているため、若しくは議会が無期限に休会中であるため開会していない場合、その開会していない日数を除外するものとする。(A)に規定する報告書は、同じ日に議会の両院に送付され、下院が閉会中の場合、下院の事務総長へ、上院が閉会中の場合、上院の事務総長へ送付するものとする。

⑶ ⑵(B)による不測の事態が生じるとき、大統領は、第301条⒠に従い合衆国国際貿易委員会による調査結果及び報告の対象物品について関税又はその他の輸入制限の引上げ又は賦課を（当該決議案の採択後15日以内に）布告しなければならない。

⑷　大統領が第301条⒝に基づき、ある産業に対する合衆国国際貿易委員会の肯定的な調査結果の受領後60日以内に、大統領は、合衆国国際貿易委員会から追加情報を要求することができる。合衆国国際貿易委員会は、大統領の要求の受領後120日を超えないできるかぎり早い時期に、当該産業に関する追加情報を補足報告書として提供するものとする。⑵の適用において、大統領が当該補足報告書を受領する日は、当該産業に関する合衆国国際貿易委員会の肯定的な調査結果を受領した日とみなす。

⒝ ⒜による布告は、次の事項を行なってはならない。

⑴ 1934年７月１日現在の現行税率に50％を上回る率の関税率の引上げ、又は物品が課税対象となるが、1934年７月１日現在に関税率が存在しない場合、布告の時に発生する率

⑵ 関税無税の物品の場合、従価税率が50％超える関税の賦課。

⑴の適用において、「1934年７月１日現在の」とは、第256条⑸における当該用語と同じ意味である。

⒞⑴ この条又は1951年通商協定延長法第７条に従い布告された関税又はその他の輸入制限の引上げ又は賦課は、

(A)　⒟⑵に基づき、合衆国国際貿易委員会からの助言を考慮し、商務長官及び労働長官の助言を求めた後、緩和又は終了が国家利益になると大統領が判断するとき、緩和又は終了することができる。

(B)　1974年通商法第203条に基づき延長されない場合、最初の布告の発効日又は1962年10月11日のいずれか遅い日から4年（当該第7条に従い布告された引上げ又は賦課の場合は、5年）が経過する日までに終了するものとする。

⒟⑴ この条又は1951年通商協定拡大法第７条に従い関税又は輸入制限の引上げ又は賦課が継続するかぎり、合衆国国際貿易委員会は、関連産業に関する状況の推移を審査しなければならない。かつ、当該状況の推移に関して大統領への年間報告書を作成しなければならない。

⑵　大統領からの要請又は自己の発意により、合衆国国際貿易委員会は、この条又は1951年通商協定拡大法第７条に従い関税又は輸入制限の引上げ又は賦課の緩和又は終了が関連産業に対しどのような経済的影響を及ぼすかについての判断を大統領に助言しなければならない。

⑷　このサブセクションに基づいて関連産業に対する経済的影響について大統領に助言を行う場合、合衆国国際貿易委員会は、生産設備の遊休化、適正な利益水準で操業することができないこと及び失業又は不完全就業を含め関連性があると考えるすべての経済的要因を考慮しなければならない。

⑸　このサブセクションに基づいて合衆国国際貿易委員会が行う助言は、調査に基づいたものとし、その調査の過程において合衆国国際貿易委員会は公聴会を開き、利害関係者に対して、出席し、証拠を提出し、意見を述べる適当な機会を与えなければならない。

⒠　大統領は、できるかぎり速やかに、この条の規定に従い1930年関税法第350条に基づき発効された通商協定を執行する必要があると判断する措置をとらなければならない。いかなる通商協定も、この条の規定に従う措置を認めていない場合、第201条⒜に基づき発効されてはならない。

第352条 市場秩序協定

⒜　大統領は、当該措置が第 351条⒜⑴に基づく措置より当該産業に対する重大な損害から阻止又は救済することが適当であると判断する場合はいつでも、第301条⒝に基づ　き、ある産業に対する合衆国国際貿易委員会の肯定的な調査結果を受領した場合、大統領は、第351条⒜⑴に規定する権限の執行に代えて、第351条⒜⑵、⑶及び⑷に従い、外国と当該産業に対して重大な損害を生じ、又は生じるおそれのある物品について当該外国からの輸出及び合衆国への輸入を制限する国際取り決めを交渉することができる。

⒝ ⒜に基づき締結する協定を執行する際、大統領は、当該協定に適用される物品について申告又は保税倉庫からの倉出しを管理する規則を発布する権限がある。更に、当該協定に適用される物品において世界貿易の重要な部分を占めている国との間で、この条の⒜に基づき締結する協定を執行する際、大統領は、当該協定の締結国ではない国の産品である同種の物品の申告又は保税倉庫からの倉出しを管理する規則を発布する権限も同様にある。

　　　　　　　　　　　　　　　第Ⅳ編　一般規定

第405条 定義

この法律の適用において、

⑵ 「その他の輸入制限」には、(A)輸入税の率及び形態並びに(B)輸入に対し、又は輸入を規制するために課される関税以外の制限、禁止、賦課及び強制徴収を含む。

⑹　関税又はその他の輸入制限に適用する場合の「修正」には、関税の撤廃を含む。この規定は、合衆国法典第19編関税法の第7章通商拡大計画に分類されているが、1962年通商拡大法の一部にはなっていない。

　　　　　　　　　1967年５月５日付公法第90-14号

合衆国議会の上院及び下院によって制定される。

1962年通商拡大法の適用において、第201条⒝⑴（関税引下げの制限）、第221条、第223条及び第224条（交渉における特定必要条件）並びに第253条（実施計画必要条件）は、合衆国関税率表425.40号に規定するジシアンジアミドには適用せず、同表513.34号に規定するセメントの製造に使用する目的で輸入される石灰石には適用しない。